

	関自監旅第479号
	関自保第591号
	平成19年9月28日
一部改正	平成20年12月22日
一部改正	平成22年12月15日
一部改正	平成26年1月27日
一部改正	平成28年11月30日
一部改正	平成29年1月16日
一部改正	令和5年3月31日

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号）の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。

記

1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 文書による勧告又は警告を受けた一般旅客自動車運送事業者
  - (2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
  - (3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
  - (4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者
  - (5) 法第27条第4項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
  - (6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者
  - (7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者
  
2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。
  - (1) 行政処分等の年月日
  - (2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）
  - (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）
  - (4) 行政処分等の内容
  - (5) 主な違反条項
  - (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
  - (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数
  
3. 行政処分等の公表の時期及び方法は次のとおりとする。
  1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業

者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。
5. ホームページへの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。

#### 附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の要領は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正）

改正後の要領は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附 則（平成28年11月30日 関自監旅第265号、関自保第339号 一部改正）

1. 改正後の要領は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」（平成19年9月28日付け関自監旅第479号、関自保第591号）に定めるところにより公表を行うものとする。

附 則（平成29年1月16日 関自監旅第318号、関自保第434号 一部改正）

改正後の要領は、平成29年1月16日から実施するものとする。

附 則（令和5年3月31日 関自監旅第280号、関自保第296号 一部改正）

1. 改正後の要領は、令和5年4月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌日）から起算して5年を経過していない事案についても、この要領の5の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」一部改正  
 (平成19年9月28日関自監旅第479号・関自保第591号) 新旧対照表

新	旧
<p>関自監旅第479号            関自保第591号            平成19年9月28日            一部改正 平成20年12月22日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成26年1月27日            一部改正 平成28年11月30日            一部改正 平成29年1月16日  <u>一部改正 令和5年3月31日</u></p>	<p>関自監旅第479号            関自保第591号            平成19年9月28日            一部改正 平成20年12月22日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成26年1月27日            一部改正 平成28年11月30日            一部改正 平成29年1月16日</p>
<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>	<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>
<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>	<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書による<b>勸告又は警告</b>を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止(以下「自動車等の使用停止」という。)処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(5) 法第27条第4項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</li> </ol> <p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政処分等の年月日</li> <li>(2) 事業者の氏名又は名称(複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係</li> </ol>	<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止(以下「自動車等の使用停止」という。)処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(5) 法第27条第4項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</li> </ol> <p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政処分等の年月日</li> <li>(2) 事業者の氏名又は名称(複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係</li> </ol>

る営業所の名称を含む。)

- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページへの掲載は、掲載を行った月から5年間継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の要領は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正）

改正後の要領は、平成26年1月27日から実施するものとする。

る営業所の名称を含む。)

- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間（1(3)又は(4)に該当する一般貸切旅客自動車運送事業者に係る情報については、5年間）継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正）

改正後の基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附 則（平成28年11月30日 関自監旅第265号、関自保第339号  
一部改正）

1. 改正後の要領は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」（平成19年9月28日付け関自監旅第479号、関自保第591号）に定めるところにより公表を行うものとする。

附 則（平成29年1月16日 関自監旅第318号、関自保第434号  
一部改正）

改正後の要領は、平成29年1月16日から実施するものとする。

附 則（令和5年3月31日 関自監旅第280号、関自保第296号  
一部改正）

1. 改正後の要領は、令和5年4月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等であって、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌日）から起算して5年を経過していない事案についても、この要領の5の規定を適用し、ホームページへの掲載を行った月（文書による勧告にあつては、当該勧告を行った月の翌月）から起算して5年を経過するまではホームページへの掲載を行うものとする。

附 則（平成28年11月30日 関自監旅第265号、関自保第339号  
一部改正）

1. 改正後の要領は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」（平成19年9月28日付け関自監旅第479号、関自保第591号）に定めるところにより公表を行うものとする。

附 則（平成29年1月16日 関自監旅第318号、関自保第434号  
一部改正）

改正後の要領は、平成29年1月16日から実施するものとする。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」一部改正  
 (平成19年9月28日関自監旅第479号・関自保第591号) 新旧対照表

新	旧
<p>関自監旅第479号            関自保第591号            平成19年9月28日            一部改正 平成20年12月22日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成26年1月27日            一部改正 平成28年11月30日            一部改正 平成29年1月16日</p>	<p>関自監旅第479号            関自保第591号            平成19年9月28日            一部改正 平成20年12月22日            一部改正 平成22年12月15日            一部改正 平成26年1月27日            一部改正 平成28年11月30日</p>
<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>	<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>
<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>	<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(5) 法第27条第4項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</li> </ul> <p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政処分等の年月日</li> <li>(2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）</li> </ul>	<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(5) 法第27条第3項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</li> </ul> <p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政処分等の年月日</li> <li>(2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）</li> </ul>

- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間（1(3)又は(4)に該当する一般貸切旅客自動車運送事業者に係る情報については、5年間）継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の要領は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正）

改正後の要領は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附 則（平成28年11月30日 関自監旅第265号、関自保第339号

- (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）
- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間（1(3)又は(4)に該当する一般貸切旅客自動車運送事業者に係る情報については、5年間）継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正）

改正後の基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附 則（平成28年11月30日 関自監旅第265号、関自保第339号

一部改正)

1. 改正後の要領は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」(平成19年9月28日付け関自監旅第479号、関自保第591号)に定めるところにより公表を行うものとする。

附 則 (平成29年1月16日 関自監旅第318号、関自保第434号

一部改正)

改正後の要領は、平成29年1月16日から実施するものとする。

一部改正)

1. 改正後の要領は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」(平成19年9月28日付け関自監旅第479号、関自保第591号)に定めるところにより公表を行うものとする。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」一部改正  
(平成19年9月28日関自監旅第479号・関自保第591号) 新旧対照表

新	旧
<p align="center">関自監旅第479号 関自保第591号 平成19年9月28日 一部改正 平成20年12月22日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成26年1月27日 <u>一部改正 平成28年11月30日</u></p>	<p align="center">関自監旅第479号 関自保第591号 平成19年9月28日 一部改正 平成20年12月22日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成26年1月27日</p>
<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>	<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>
<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>	<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>
記	記
<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(5) 法第27条第3項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</p>	<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(5) 法第27条第3項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</p>
<p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政処分等の年月日</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）</p> <p>(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、</p>	<p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政処分等の年月日</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）</p> <p>(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、</p>

個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。)

- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間(1(3)又は(4)に該当する一般貸切旅客自動車運送事業者に係る情報については、5年間)継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則(平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正)

附 則(平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正)

改正後の要領は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則(平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正)

改正後の要領は、平成26年1月27日から実施するものとする。

附 則(平成28年11月30日 関自監旅第265号、関自保第339号 一部改正)

個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。)

- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則(平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正)

附 則(平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正)

改正後の基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則(平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正)

改正後の基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

1. 改正後の要領は、平成28年12月1日から実施するものとする。
2. この要領の施行の前に行われた行政処分等については、改正前の「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」（平成19年9月28日付け関自監旅第479号、関自保第591号）に定めるところにより公表を行うものとする。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」一部改正  
 (平成19年9月28日関自監旅第479号・関自保第591号)新旧対照表

平成26年1月27日付一部改正

新	旧
<p>関自監旅第479号                      関自保第591号                      平成19年9月28日                      一部改正 平成20年12月22日                      一部改正 平成22年12月15日  <u>一部改正 平成26年1月27日</u></p>	<p>関自監旅第479号                      関自保第591号                      平成19年9月28日                      一部改正 平成20年12月22日                      一部改正 平成22年12月15日</p>
<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>	<p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p>
<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>	<p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」(平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号)の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止(以下「自動車等の使用停止」という。)処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(5) 法第27条第3項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p><u>(7) タクシー適正化・活性化法第17条の2の命令を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者</u></p>	<p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書による警告を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止(以下「自動車等の使用停止」という。)処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(5) 法第27条第2項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p>
<p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政処分等の年月日</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称(複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。)</p> <p>(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地(番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。)</p>	<p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政処分等の年月日</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称(複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。)</p> <p>(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地(番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。)</p>

- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成26年 1月27日 関自監旅第529号、関自保第593号 一部改正）

改正後の基準は、平成26年1月27日から実施するものとする。

- (4) 行政処分等の内容
- (5) 主な違反条項
- (6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要
- (7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

## 「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領」一部改正 新旧

新	旧
<p style="text-align: right;">関自監旅第479号 関自保第591号 平成19年9月28日 一部改正 平成20年12月22日 <u>一部改正 平成22年12月15日</u></p> <p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p> <p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号）の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書による警告を受けた<u>一般旅客自動車運送事業者</u></p> <p>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(5) 法第27条第2項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政処分等の年月日</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）</p> <p>(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）</p> <p>(4) 行政処分等の内容</p> <p>(5) 主な違反条項</p> <p>(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要</p>	<p style="text-align: right;">関自監旅第479号 関自保第591号 平成19年9月28日 一部改正 平成20年12月22日</p> <p>一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表に係る取扱要領</p> <p>「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第415号・国自旅第140号・国自整第138号）の通達の定めるところによる他、下記により公表することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 行政処分等の公表範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 文書による警告を受けた<u>一般乗合旅客自動車運送事業者</u></p> <p>(2) 自動車その他の輸送施設の使用の停止（以下「自動車等の使用停止」という。）処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 事業の停止処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 許可の取消し処分を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(5) 法第27条第2項の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>(6) 法第31条の命令を受けた一般旅客自動車運送事業者</p> <p>2. 行政処分等の公表内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行政処分等の年月日</p> <p>(2) 事業者の氏名又は名称（複数の営業所がある場合は当該行政処分等に係る営業所の名称を含む。）</p> <p>(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地（番地まで。ただし、個人タクシー事業者にあつては、市区町村までとする。）</p> <p>(4) 行政処分等の内容</p> <p>(5) 主な違反条項</p> <p>(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要</p>

(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

附 則（平成22年12月15日 関自監旅第444号、関自保第416号 一部改正）

改正後の基準は、平成23年4月1日から実施するものとする。

(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び当該事業者の累積点数

3. 行政処分等の公表時期及び方法は、次のとおりとする。

1. に該当することとなった一般旅客自動車運送事業者について、その都度、報道機関等へ2. の内容を記載した資料を提供するとともに、局報及びホームページに掲載するものとする。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者の行政処分については、原則として1か月分を取りまとめて局報及びホームページへ掲載し、報道機関等へ資料提供を行うものとする。

4. 各年度、その前年度に行政処分等を受けた会社数、行政処分等の内容ごとの件数を報道資料及びホームページで公表するほか、3月ごとに、違反点数が20点を超えた事業者について、事業者名、累積点数及び主な違反行為を報道資料並びに局報及びホームページで公表するものとする。

5. ホームページの掲載は、掲載を行った月から3年間継続して行うものとする。

附 則

1. この要領は、平成19年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成20年12月22日 関自監旅第363-2号、関自保第345-2号 一部改正）

改正後の基準は、平成20年12月22日から実施するものとする。